

確認しましょう! 最低賃金

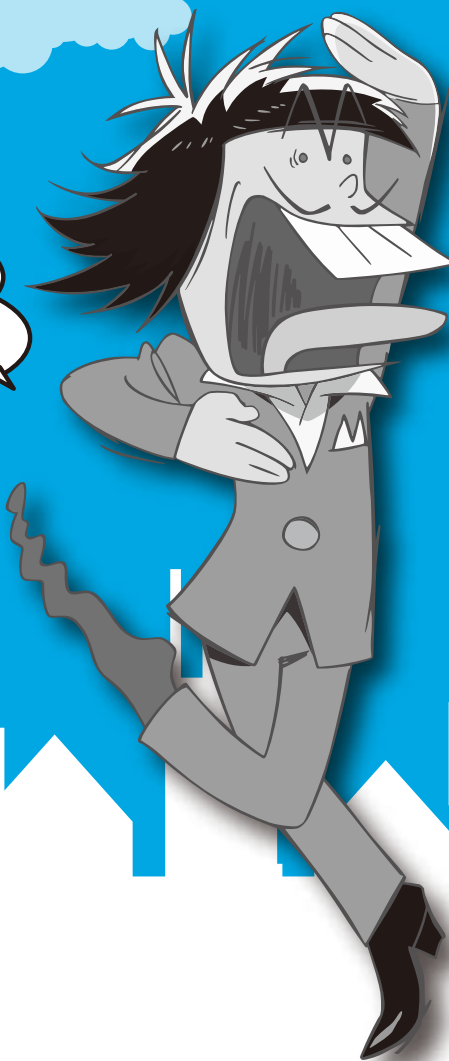
5つのポイント!

必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金
チェックざんす。

使用者も、
労働者も、
ざんす。



80 赤塚不二夫生誕80周年記念作品

おそ松さん

©赤塚不二夫／おそ松さん製作委員会

 厚生労働省

確認しましょう！ **最低賃金** **5**つのポイント！



最低賃金制度とは？

POINT

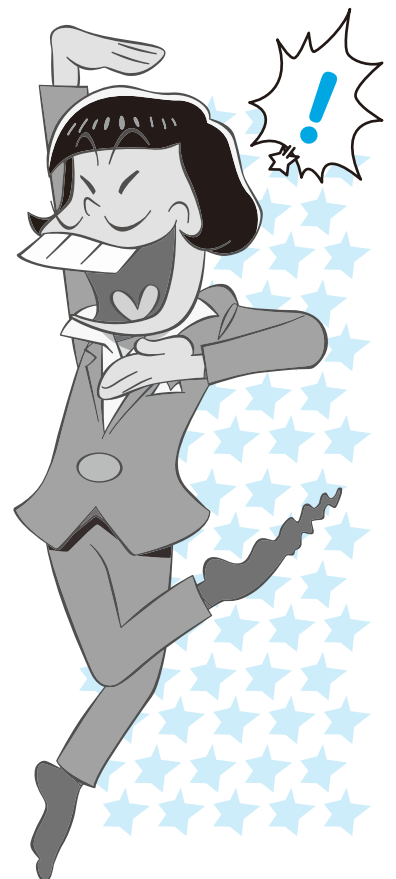
1

**働くすべての人に、
賃金の最低額(最低賃金額)を
保障する制度です。**

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるものであり、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

仮に、最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

また、使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則(50万円以下の罰金)が定められています。



最低賃金の種類は？

POINT

2

「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。



	地域別最低賃金	特定最低賃金
内 容 ※1	産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。	基幹的労働者を対象として、関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、平成27年9月30日現在、全国で235の最低賃金が定められています。
適用される者	正社員、契約社員、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用されます。	特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。 (18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する人などには適用されません。)

最低賃金額は

どうやって決めるの？

POINT

3

地方最低賃金審議会の答申を受け、都道府県労働局長が決定します。

	地域別最低賃金	特定最低賃金
最低賃金の決め方 ※2	中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会での地域の実情を踏まえて審議を行い、答申後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長が決定します。 ↓ 官 報 公 示 ↓ 効力の発生 公示の日から30日経過後または公示の日から30日経過後で指定する日	特定の産業について、関係労使の申出に基づき、地方最低賃金審議会が必要と認めた場合で、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い、答申後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長が決定します。 ↓ 官 報 公 示 ↓ 効力の発生 公示の日から30日経過後または公示の日から30日経過後で指定する日

※1 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。すべての地域別最低賃金は、時間額で定められています。ただし、一部の特定最低賃金は、日額と時間額が定められています。この場合、日額は日給の労働者に、時間額は日給以外の時間給・月給などの労働者にそれぞれ適用されます。

※2 中央および地方最低賃金審議会では、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら最低賃金の審議を行い決定します。地域別最低賃金は、①労働者の生計費／②労働者の賃金／③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

適用される対象者は？

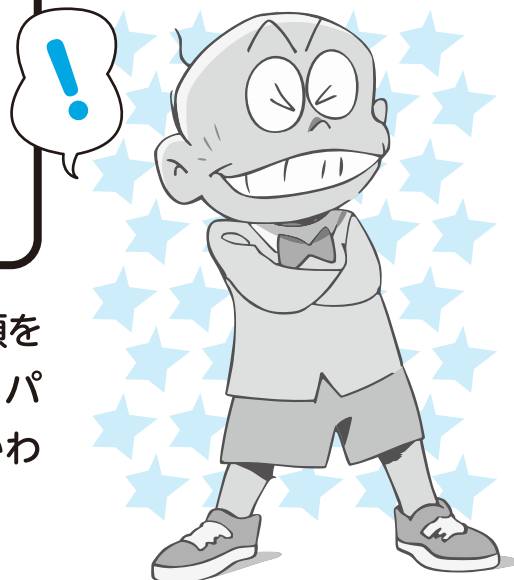
POINT

4

働くすべての人に、 適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者とその使用者に、
適用されます。

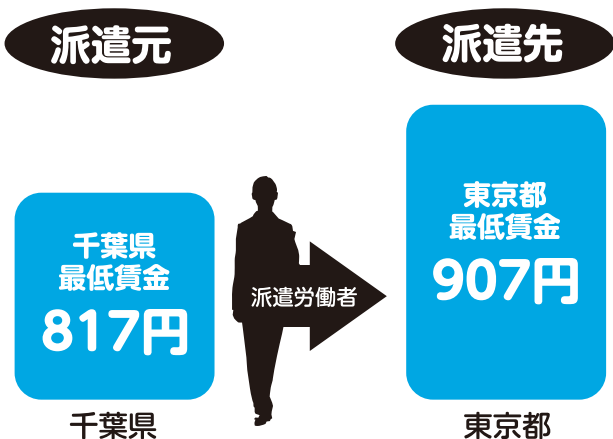
地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットです。正社員、契約社員、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用されます。



派遣労働者の最低賃金は？

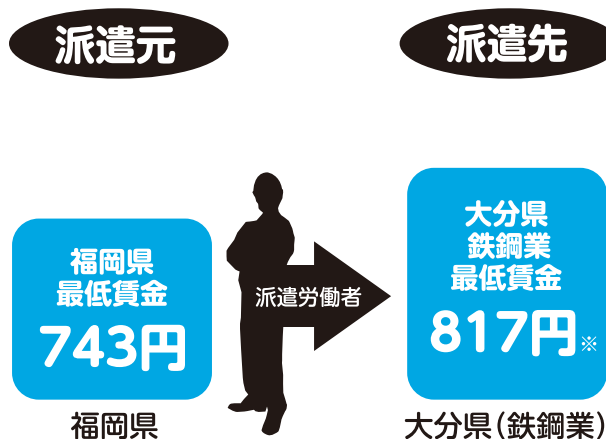
派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

(1) 派遣先の事業場が別の都道府県にある例



派遣先の東京都最低賃金(907円)が適用されます。

(2) 派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例



派遣先の大分県鉄鋼業最低賃金(817円)が適用されます。

※金額は平成27年9月30日現在のものです。

最低賃金額以上となっているかの

チェック方法は？

POINT

5

チェックしたい賃金^(※1)を
時間額にして、最低賃金額
(時間額)と比較します。^(※2)



最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額(右面参照)を書き込んでみましょう。

①時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

\geq

②月給の場合

月給 \div 1か月の平均所定労働時間 $=$ △△△円(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)

\div $=$ \geq

③日給の場合

日給 \div 1日の平均所定労働時間 $=$ △△△円(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)

\div $=$ \geq

④ ①、②、③が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合は、

- ① 基本給(日給) \rightarrow ②の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) \rightarrow ③の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

事例1

基本給(月給)	127,000円
職務手当(月給)	25,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	160,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
〇〇県最低賃金	800円

〇〇県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

- ①Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、
160,000円 $-$ 8,000円 $=$ 152,000円
- ②この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
152,000円 \div 1か月の平均所定労働時間(160時間) $=$ 950円 $>$ 800円
であり、最低賃金額以上となっています。

事例2

基本給(日給)	100,000円
($=$ 5,000円 \times 20日)	
職務手当(月給)	24,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	132,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
△△県最低賃金	800円

△△県で働くBさんの場合(日給と月給の組合わせの場合)

- ①基本給(日給)を時間額に換算すると、5,000円 \div 1日の所定労働時間(8時間) $=$ 625円
- ②Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、
職務手当(月給)を時間額に換算すると、
24,000円 \div 1か月の平均所定労働時間(160時間) $=$ 150円
- ③上記①と②を合計すると、625円 $+$ 150円 $=$ 775円 $<$ 800円
であり、最低賃金額未満となっています。

使用者の皆様へ

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲およびこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金ならびに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、日額に換算した額 \geq 特定最低賃金額(日額)

地域別最低賃金一覽

(47都道府県)

都道府県名	最低賃金額(円)	前年比(円)	発効年月日
北海道	764 (748)	16 ↑	平成27年10月8日
青森	695 (679)	16 ↑	平成27年10月18日
岩手	695 (678)	17 ↑	平成27年10月16日
宮城	726 (710)	16 ↑	平成27年10月3日
秋田	695 (679)	16 ↑	平成27年10月7日
山形	696 (680)	16 ↑	平成27年10月16日
福島	705 (689)	16 ↑	平成27年10月3日
茨城	747 (729)	18 ↑	平成27年10月4日
栃木	751 (733)	18 ↑	平成27年10月1日
群馬	737 (721)	16 ↑	平成27年10月8日
埼玉	820 (802)	18 ↑	平成27年10月1日
千葉	817 (798)	19 ↑	平成27年10月1日
東京	907 (888)	19 ↑	平成27年10月1日
神奈川	905 (887)	18 ↑	平成27年10月18日
新潟	731 (715)	16 ↑	平成27年10月3日
富山	746 (728)	18 ↑	平成27年10月1日
石川	735 (718)	17 ↑	平成27年10月1日
福井	732 (716)	16 ↑	平成27年10月1日
山梨	737 (721)	16 ↑	平成27年10月1日
長野	746 (728)	18 ↑	平成27年10月1日
岐阜	754 (738)	16 ↑	平成27年10月1日
静岡	783 (765)	18 ↑	平成27年10月3日
愛知	820 (800)	20 ↑	平成27年10月1日
三重	771 (753)	18 ↑	平成27年10月1日

都道府県名	最低賃金額(円)	前年比(円)	発効年月日
滋賀	764 (746)	18 ↑	平成27年10月8日
京都	807 (789)	18 ↑	平成27年10月7日
大阪	858 (838)	20 ↑	平成27年10月1日
兵庫	794 (776)	18 ↑	平成27年10月1日
奈良	740 (724)	16 ↑	平成27年10月7日
和歌山	731 (715)	16 ↑	平成27年10月2日
鳥取	693 (677)	16 ↑	平成27年10月4日
島根	696 (679)	17 ↑	平成27年10月4日
岡山	735 (719)	16 ↑	平成27年10月2日
広島	769 (750)	19 ↑	平成27年10月1日
山口	731 (715)	16 ↑	平成27年10月1日
徳島	695 (679)	16 ↑	平成27年10月4日
香川	719 (702)	17 ↑	平成27年10月1日
愛媛	696 (680)	16 ↑	平成27年10月3日
高知	693 (677)	16 ↑	平成27年10月18日
福岡	743 (727)	16 ↑	平成27年10月4日
佐賀	694 (678)	16 ↑	平成27年10月4日
長崎	694 (677)	17 ↑	平成27年10月7日
熊本	694 (677)	17 ↑	平成27年10月17日
大分	694 (677)	17 ↑	平成27年10月17日
宮崎	693 (677)	16 ↑	平成27年10月16日
鹿児島	694 (678)	16 ↑	平成27年10月8日
沖縄	693 (677)	16 ↑	平成27年10月9日
全国加重平均額	798 (780)		

()内は、平成26年度最低賃金額

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。

- 厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>
- 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>
- パソコンでも最低賃金がチェックできます!

WEBで
チェック!



最低賃金に関するお問い合わせは最寄りの労働局または労働基準監督署へ



(H27.10)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。